

令和 2 年 10 月 1 日

特別養護老人ホーム等における生活相談員の資格要件について

特別養護老人ホーム等における生活相談員の資格要件については、指定基準において「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない」とされております。

「同等以上の能力を有すると認められる者」に関しては、下記の資格を生活相談員の資格要件として認めることとするので、今後とも適切な資格を有する職員を配置されるようお願いいたします。

「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格

- 1 介護福祉士
- 2 介護支援専門員
- 3 看護師又は准看護師（社会福祉施設等で介護又は相談業務の実務経験を 1 年程度有し、かつ、管理者が適当と認める者）

社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（参考）

- 1 社会福祉主事任用資格を有する者
- 2 社会福祉士
- 3 精神保健福祉士